

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成31年3月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

「世田谷区防災情報システム導入基本方針作成支援業務委託」

(2) 目的

世田谷区では、今後新しい本庁舎建設を計画しており、その建設に合わせて、災害対策本部運営を支援するための「防災情報システム」を新たに導入し、円滑な本部運営が可能となるよう体制を整備することを目指している。

その実現のため、防災情報システム導入のための区の課題抽出及び今後必要となる機能等の整理を行うなど、区が作成するシステムの基本方針の作成支援業務を委託するもの。

(3) 業務内容

①区の現行システムの課題抽出及び新たな情報システムに必要となる機能等の整理

区の現行システム（ハード・ソフト・ネットワーク等）及び無線設備を含む情報通信ツール全般について整理・分析し、課題を抽出する。その課題から、今後システムに必要となる機能等の整理を行う。

②他区市や各業者の防災システムの調査・比較検討

他区市のシステム導入状況や各事業者が提供しているシステムについて調査し、比較検討して報告する。

ア) 調査等のスケジュール作成

イ) 他区市視察・ヒアリング

ウ) 事業者ヒアリング

エ) 報告書作成

③システム導入基本方針骨子の作成（平成31年（2019年）8月目途）

ア) システム基本コンセプトの策定

イ) 新庁舎詳細設計へのシステム関連反映事項抽出

ウ) 新庁舎に設置する設備を含めたシステム導入にかかる概算費用算出

④システム導入基本方針案の作成

上記①、②及び③において、抽出した課題及び調査結果に基づき、今後区で必要となる機能を備える情報システムの基本方針の案を作成するとともに、導入に係る費用を算出する。

なお、基本計画には、現在進めている本庁舎整備の設計に反映する災害対策

本部の運営のための情報システム関連設備の配備計画等を盛り込むものとする。
※業務内容の詳細については、受託候補者の提案内容を踏まえ、区と協議のうえ決定する。

(4) 履行期間

平成31年(2019年)5月中(予定)から平成32年(2020年)3月31日(火)
(予定)まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 過去に地方公共団体において、本業務と同種の他自治体における防災情報システム導入基本方針作成支援業務(上記1(3)と同種業務内容)を受託したことがあること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 予定担当者実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 特定テーマに対する提案
 - ① 的確性
 - ② 実現性
 - ③ 独創性
- (6) 資料作成能力
- (7) 参考見積り金額の妥当性

※なお、参考見積り額は、提案内容との整合性及び区予算における妥当性を確認するためのものとする。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号（第三庁舎3階32番窓口）

世田谷区 危機管理室 災害対策課 菅野・西阪・本田

電話03（5432）2262 FAX03（5432）3014

(2) 説明書の交付期間ならびに場所及び方法

期間 平成31年3月13日（水）～3月26日（火）

場所 世田谷区ホームページで公開（トップページ→暮らしのガイド→救急・防犯・防災→防災・災害対策→おしらせ）

方法 世田谷区ホームページからダウンロード及び上記（1）窓口で配布

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成31年3月26日（火）午後5時必着

場所 上記（1）に同じ

方法 持参

(4) 提案書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成31年4月22日（月）午後5時必着

場所 上記（1）に同じ

方法 持参

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

・世田谷区防災情報システム、関連設備等導入に係る要求定義仕様書及び提案要求資料策定支援業務委託（仮称）

・世田谷区防災情報システム導入に係る施工監理業務委託（仮称）

※ただし、当該事業の予算配当を条件とし、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ

(6) 契約等について

・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称な

らびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
（8）詳細は説明書による。